

答申第 256 号

平成 17 年 3 月 28 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 5 月 27 日付けで諮問された換地計画認可申請書に添付された不換地処分同意書及び特別換地同意書非公開の件（諮問第 283 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の土地改良区に係る換地計画認可申請書一式のうち、不換地処分同意書は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の土地改良区（以下「本件土地改良区」という。）に係る換地計画認可申請書一式について、神奈川県知事が平成 16 年 4 月 27 日付けで一部非公開とした処分のうち、不換地処分同意書及び特別換地同意書（以下「本件行政文書」と総称する。）を非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張は、本件行政文書は神奈川県に提出された公文書であり、また、不服申立人は本件土地改良区に隣接しているため、換地処分の事実説明を受け、知る権利があるというものである。

3 実施機関（環境農政部農地課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件土地改良区に係る換地計画認可申請書に添付された当該土地の権利者（以下「権利者」という。）から提出された不換地処分同意書及び特別換地同意書である。

(2) 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号該当性について

本件行政文書に記載された個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、また、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

また、本件行政文書は、権利者全員から提出されるものではなく、提出の必要がある場合にのみ権利者から提出され、権利者ごとに綴られた各筆

換地等明細書の後に添付されているものである。したがって、本件行政文書の提出の有無そのものが、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、本件行政文書全体を非公開としたものである。

4 審査会の判断理由

(1) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができる」と規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 当審査会において本件行政文書を確認したところ、本件行政文書には権利者の氏名、印影及び住所、権利者が権利を有する土地の所在地等が記載されており、また、本件行政文書が提出されている場合は、既に公開されている権利者ごとに綴られた各筆換地等明細書の後に本件行政文書が添付されていることが認められる。したがって、本件行政文書は、氏名等の特定の個人が識別され得る情報を除いたとしても、どの権利者から提出されているかが明らかとなるので、全体が個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア

からエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件行政文書に記載されている情報は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書イは、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については公開することを規定している。

b 本件行政文書のうち、不換地処分同意書は、土地改良法（以下「法」という。）第53条の2の2第1項の規定に基づき、権利者が権利を有する土地について、換地を定めず金銭による清算を行うことに同意したため、提出された文書であることが認められる。権利者が換地を定めず金銭による清算を行うことに同意したことは、既に公開されている各筆換地等明細書に不換地処分に係る清算金が記載されていることにより明らかである。したがって、不換地処分同意書に記載されている情報は既に明らかとなっていることから、不換地処分同意書は慣行として公にされている情報であると認められるので、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。

c 本件行政文書のうち、特別換地同意書は法第53条第1項の規定に基づき、権利者が特別換地の決定に同意したため、提出された文書であるが、既に公開されている各筆換地等明細書等に記載されている情報からは、当該権利者が特別換地の決定に同意したかどうかを知ることはできない。したがって、特別換地同意書に記載されている情報は、既に公開されている各筆換地等明細書等から明らかとなっているとは認められない。また、特別換地同意書が慣行として公にされている事実も認められない。以上のことから、特別換地同意書は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている

情報とは認められず、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成16年 5 月27日	諮問
6 月 1 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月28日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月30日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
8 月 6 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
12月27日 (第37回部会)	審議
平成17年 1 月17日 (第38回部会)	審議
2 月 3 日 (第39回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	東京都立大学教授	会長職務代理者 部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成17年3月28日現在) (五十音順)